

リレー自由金利型定期預金（M型）〔スーパー定期〕規定

〈複利型〉

1. （自動継続）

- (1) この預金は、通帳（証書）記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金（M型）に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を当行国内本支店に申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2. （利息）

- (1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）について通帳（証書）記載の利率（継続後の預金については前記1. (2)の利率。以下これらを「約定利率」という。）によって6か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日にあらかじめ指定された預金口座（以下「指定口座」という。）へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。
ただし、利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳（証書）とともに当行国内本支店に提出してください。
 - (2) 継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
 - (3) この預金を「共通規定（通帳口・証書口）」第5条第1項により満期日前に解約する場合または第5条第4項および第5項の規定のいずれかにより解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てとします。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。
ただし、次の預入期間に応じた利率は、預入日から6か月以上経過した後、満期日前に解約する場合には、「預入日における預入期間に応じた自由金利型定期預金（M型）〔スーパー定期〕利率×90%」の算式により計算した利率を上回らないものとします。
- ① 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
 - A 6か月未満 解約日における普通預金の利率

- B 6か月以上1年未満 約定利率×40%
- C 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%
- D 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%
- E 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%
- F 2年6か月以上4年未満 約定利率×90%
- ② 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
- A 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上1年未満 約定利率×40%
- C 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%
- D 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%
- E 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%
- F 2年6か月以上3年未満 約定利率×80%
- G 3年以上5年未満 約定利率×90%
- ③ 預入日の5年後の応当日から預入日の7年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
- A 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上1年未満 約定利率×30%
- C 1年以上1年6か月未満 約定利率×40%
- D 1年6か月以上2年未満 約定利率×50%
- E 2年以上2年6か月未満 約定利率×60%
- F 2年6か月以上3年未満 約定利率×70%
- G 3年以上4年未満 約定利率×80%
- H 4年以上7年未満 約定利率×90%
- ④ 預入日の7年後の応当日から預入日の10年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
- A 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上1年未満 約定利率×20%
- C 1年以上2年未満 約定利率×30%
- D 2年以上3年未満 約定利率×40%
- E 3年以上4年未満 約定利率×50%
- F 4年以上6年未満 約定利率×70%
- G 6年以上10年未満 約定利率×90%
- ⑤ 預入日の10年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
- A 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上1年未満 約定利率×10%

C	1年以上2年未満	約定利率×20%
D	2年以上3年未満	約定利率×30%
E	3年以上4年未満	約定利率×40%
F	4年以上6年未満	約定利率×50%
G	6年以上9年未満	約定利率×70%
H	9年以上10年未満	約定利率×90%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日とする日割で計算します。

3. (一部解約)

この預金を「共通規定(通帳口・証書口)」第5条第1項の規定により預入日から1年後の応当日(据置期間満了日)以降満期日前に1万円以上1円単位の金額で一部解約する場合は、解約する部分についての利息を前記2. に準じて計算し、次の範囲で一部解約する預金元金とともに支払います。

- ① 一部解約日の元金金額が300万円以上の場合
元金金額のうち300万円を超える金額部分
- ② 一部解約日の元金金額が300万円未満の場合
元金金額のうち任意に指定する金額部分

〈単利型〉

1. (自動継続)

- (1) この預金は、通帳(証書)記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金(M型)に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日(継続をしたときはその満期日)までにその旨を当行国内本支店に申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日(継続をしたときはその継続日)から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」という。)について通帳(証書)記載の利率(継続後の預金については前記1.(2)の利率。以下これらを「約定利率」という。)によって計算し、満期日に支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは、次によります。

- ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数について通帳(証書)記載の中間利払利率(継続後の預金の中間利払利率

は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第3位以下は切捨てます。)によって計算した中間払額(以下「中間払利息」という。)を利息の一部として、各中間払日に支払います。

なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金(以下「自由金利型2年定期預金(M型)」という。)に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

- ② 中間払利息(中間払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた利息の残額(以下「満期払利息」という。)は満期日に支払います。
- (2) この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。
- ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日にあらかじめ指定された預金口座(以下「指定口座」という。)に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
 - ② 自由金利型2年定期預金(M型)の中間払利息および満期払利息については、あらかじめ指定された方法により次のとおり取扱います。
 - A 預金口座へ振替える場合には、中間払日および満期日に指定口座へ入金します。
 - B 中間払利息を定期預金とする場合には、中間払日にこの自由金利型2年定期預金(M型)と満期日を同一にする自由金利型定期預金(M型)(以下「中間利息定期預金」という。)とします。中間利息定期預金の利率は、中間払日における当行所定の利率を適用します。満期払利息は満期日に元金に組入れ、中間利息定期預金の元金とともに合計して自由金利型2年定期預金(M型)に継続します。
 - ③ 預入日の2年後の応当日の翌日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間払日に指定口座へ入金し、満期払利息はあらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金します。
 - ④ 利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳(証書)とともに当行国内本支店に提出してください。
- (3) 継続を停止した場合のこの預金の利息(中間払利息を除く。)は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
- (4) この預金を「共通規定(通帳口・証書口)」第5条第1項により満期日前に解約する場合または第5条第4項および第5項の規定のいずれかにより解約する場合には、その利息は、預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てとします。)によって計算し、この預金とともに支払います。
- ただし、次の預入期間に応じた利率は、この預金の約定期間が1年以上で預入日か

ら6か月以上経過した後、満期日前に解約する場合には、「預入日における預入期間に応じた自由金利型定期預金（M型）〔スーパー定期〕利率×90%」の算式により計算した利率を上回らないものとします。なお、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と次の利率により計算した利息額との差額を清算します。

- ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
- A 6か月未満 解約日における普通預金の利率
 - B 6か月以上1年未満 約定利率×50%
 - C 1年以上3年未満 約定利率×70%
- ② 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
- A 6か月未満 解約日における普通預金の利率
 - B 6か月以上1年未満 約定利率×40%
 - C 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%
 - D 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%
 - E 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%
 - F 2年6か月以上4年未満 約定利率×90%
- ③ 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
- A 6か月未満 解約日における普通預金の利率
 - B 6か月以上1年未満 約定利率×40%
 - C 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%
 - D 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%
 - E 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%
 - F 2年6か月以上3年未満 約定利率×80%
 - G 3年以上5年未満 約定利率×90%
- ④ 預入日の5年後の応当日から預入日の7年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
- A 6か月未満 解約日における普通預金の利率
 - B 6か月以上1年未満 約定利率×30%
 - C 1年以上1年6か月未満 約定利率×40%
 - D 1年6か月以上2年未満 約定利率×50%
 - E 2年以上2年6か月未満 約定利率×60%
 - F 2年6か月以上3年未満 約定利率×70%
 - G 3年以上4年未満 約定利率×80%

- H 4年以上7年未満 約定利率×90%
- ⑤ 預入日の7年後の応当日から預入日の10年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
- A 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上1年未満 約定利率×20%
- C 1年以上2年未満 約定利率×30%
- D 2年以上3年未満 約定利率×40%
- E 3年以上4年未満 約定利率×50%
- F 4年以上6年未満 約定利率×70%
- G 6年以上10年未満 約定利率×90%
- ⑥ 預入日の10年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
- A 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上1年未満 約定利率×10%
- C 1年以上2年未満 約定利率×20%
- D 2年以上3年未満 約定利率×30%
- E 3年以上4年未満 約定利率×40%
- F 4年以上6年未満 約定利率×50%
- G 6年以上9年未満 約定利率×70%
- H 9年以上10年未満 約定利率×90%
- (5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日とする日割で計算します。

3. (中間利息定期預金)

- (1) 中間利息定期預金の利息については、前記2.の規定を準用します。
- (2) 通帳口のこの預金の中間利息定期預金については、通帳を持参されたときに記載し、次により取扱います。
- ① 印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。
- ② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約もしくは書替継続するとき、または、中間利息定期預金のみを解約もしくは書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに当行国内本支店に提出してください。
- (3) 証書口のこの預金の中間利息定期預金については、原則として預金証書を発行しないこととし、次により取扱います。
- ① 印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。
- ② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときは、証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印して、当行国内本支店に提出してください。
- ③ 中間利息定期預金のみを解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、証書とともに当行国内本支店に提出してください。
- (4) 特別な事情により中間利息定期預金の証書を発行した場合には、この預金の継続あ

たり、前記2.(1)の規定にかかわらず、中間利息定期預金の元利金は合計しません。

以 上